

# 山梨県公報

第二千五百五十七号	平成二十七年 十一月九日	月曜日
-----------	-----------------	-----

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件) ..... 七一五  
○農用地利用配分計画の認可の申請 ..... 七一七  
○道路の区域変更 ..... 七一八

## 公示

- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件) ..... 七一八  
○農用地利用配分計画の認可の申請 ..... 七二〇  
○道路の区域変更 ..... 七一八

## 山梨県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後藤 育

- 一 保安林の所在場所  
北都留郡小菅村字棚沢二九四二の一、二九四五の一、二九四六、二九四九  
二 指定の目的  
土砂の流出の防備  
三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字棚沢二九四二の一・二九四五の一・二九四六・二九四九(以上四筆について

次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸新井三五二七の二・三五三一・三五三三・三五三四(以上四筆について次

の図に示す部分に限る。)三五三〇、三五四〇、三五四一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

一 保安林の所在場所

大月市七保町葛野字長そふり三〇三五から三〇三八まで、三〇四〇から三〇四二まで、三〇四九の内一、三〇四九の内四、三〇七八から三〇八二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

1 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

山梨県知事 後 藤 斎

斎

字大田和四三四三・四三四四の一・四三四五の一・四三四五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後 藤 斎

斎

一 保安林の所在場所

韮崎市旭町上條南割字横沢平三三九三、三三九四の一、字三次山三三七七（次の図に示す部分に限る。）、三三七三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字横沢平三三九三・三三九四の一・字三次山三三七三の一・三三七七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山梨県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

### 一 保安林の所在場所

北杜市白州町大武川字前山四一五の一、四一五の二、四一六の一、四一六の二、五

### 三六

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字前山四一五の一（次の図に示す部分に限る。）四一五の二

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 立木の伐採で定める標準伐期齢以上のものとする。

6 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

7 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

8 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

9 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 山梨県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後藤 斎

### 一 保安林の所在場所

韮崎市神山町北宮地白須場沢一二二五三、一二二五四

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字白須場沢一二二五三・一二二五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

6 次のとおりとする。

7 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 山梨県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後藤 斎

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

#### (一) 立木の伐採の方法

2 主伐は、択伐による。

#### (二) 変更後の指定施業要件

3 立木の伐採の方法

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

6 立木の伐採の限度

7 次のとおりとする。

8 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。

**山梨県告示第三百八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後藤 蔡

- 一 道路の種類 県道  
二 路線名 四日市場上野原線  
三 道路の区域

区間		旧の別	新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
上野原市鶴島字松葉四一三九番一地先から 上野原市鶴島字松葉四一三八番六地先まで	旧	一〇・五〇 一五・四	一〇・五〇 一五・二	（メートル）	（メートル）
		一九・九	一九・九		

**公 告**

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十一条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後藤 蔡

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

西八代郡市川三郷町印沢字塙破八三四、市川大門字大畠六七四四	原川重雄
-------------------------------	------

西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二八九	古屋直一郎	古屋清三郎	上田友藏	有泉鎮子	稻吉潤	前嶋泰作	前嶋進	石原菊吉	長田眞市	前嶋弘之	鷹野林	桐林忠雄	渡辺清政
西八代郡市川三郷町市川大門字シヨツパア六五三三の二													
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二七一、一二七二													
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二八八													

西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二九一	古屋靜
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一二九九	
西八代郡市川三郷町八之尻字崩一三〇六、字新三郎 一五五四、一五五六	伊東常藏
	遠藤伊三吉
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法	
1 次の森林については、主伐は、択伐による。 西八代郡市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）	
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
3 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。	
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十七年十月六日農林水産省告示第二千二百十四号	

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公表する。 平成二十七年十一月九日	山梨県知事 後藤 肅
一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方 山梨県知事 後藤 肅	通知の相手方
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐による。 南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）	

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十月六日農林水産省告示第二千二百十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後藤 藤斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鰍沢字山居二六九三	依田真知
南巨摩郡富士川町鰍沢字打越二六二九の一、二六二九の二	中澤俊郎
南巨摩郡富士川町鳥屋字イセオバネ九八九、九九〇	望月亀吉
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇九二、九九五	望月隆三
南巨摩郡富士川町鳥屋字イセオバネ九九三、九九四から一〇九一まで	依田耕一
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇〇四、一〇八四	深沢豊子

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月九日

山梨県知事 後藤 藤斎

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
所 在	面積（平方メートル）

南巨摩郡富士川町鳥屋字平松八七二、八七三、字両 久保八七四、八七五	深沢秀義
南巨摩郡富士川町箱原字小僧一四〇三、一四〇五	依田登

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 變更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、抾伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十月六日農林水産省告示第二千二百十二号

称	在する市区町村	樋口 佐一	中島 二郎	藤巻 清	奥山 利定	深沢 澄男	農塾マルニ	椿田 秀秋	岡 勝美	荻原 英子
山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市
山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市
山梨市牧丘町室伏字砂原道上通千五十四番	山梨市牧丘町西保下字高野二千八百十四番一	山梨市牧丘町大野字天神前百七番一外一筆	山梨市大野字秀森前三十五番外十筆	山梨市七日市場字上木戸七百四十番一外五筆	山梨市下井尻字小金田三百二十二番一外三筆	山梨市上岩下字馬耙田三千七百三番	山梨市牧丘町倉科字西山三千七百二番一	山梨市下井尻字馬耙田七百七十三番一外六筆	山梨市下神内川字馬耙田八番一	山梨市鴨居寺字榎木三十番一外一筆
二七九	一、〇四五	一、三三八	三、六三三	七、二九八	一、〇〇〇	四三九	七一〇	二、七一〇	八五六	一、七六七

矢崎 由美	山梨市	米倉 友廣	代永 一彦	武井 武	三澤 孝昭	仲田 忠彦	大和田 貞	八巻 珍男	農事組合法人いすみそば組合
山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	山梨市	北杜市	北杜市	北杜市
百八十九番外二筆	山梨市正徳寺字九ツ塚四百十四番	山梨市正徳寺字九ツ塚四百十四番	一、〇〇〇	一、五二八	六三四	一、五二八	一、〇〇〇	一、六三三	山梨市上之割字天神前二百八十九番外二筆
山梨市大泉町谷戸字方城三千百五十番三外二十一筆	北杜市大泉町西井出字辻二千三百六十八番外五筆	北杜市大泉町西井出字辻二千三百六十八番外五筆	一一、八一七	三、一五六	一、五二八	一、五二八	一、五二八	一、六三三	八七〇
二二、〇七一	二、〇二六	三、四五八	二、一三七	二、一三七	二、一三七	二、一三七	二、一三七	二、一三七	二、一三七

飯島 洋子	雨宮 芳文	田中 勝	齊藤 計敏	雨宮 美文											
甲州市	甲州市	笛吹市	笛吹市	笛吹市											
甲州市勝沼町休息字古阿	甲州市勝沼町等々力字南	山梨市正徳寺字河原千六百五十番	笛吹市石和町小石和字堀向千六百五十五番一外一筆	笛吹市一宮町竹原田字夕雨田町三百六十四番一外一筆	北杜市大泉町西井出字和田八千九百三十七番外九筆	北杜市大泉町西井出字原田九百八番外十筆	北杜市大泉町西井出字原田八千九百三十七番外九筆	北杜市大泉町西井出字和田九千五十二番一外一筆	北杜市大泉町西井出字夕雨田町三百六十四番一外一筆	北杜市大泉町西井出字和田八千九百三十七番外九筆	北杜市大泉町西井出字原田九百八番外十筆	北杜市大泉町谷戸字南平七千二十九番	北杜市大泉町谷戸字南平七千二十九番	北杜市大泉町西井出字原田九百八番外十筆	北杜市大泉町谷戸字南平七千二十九番
一八〇	一、〇六七	三九三	一、五〇五	一、二三六	六、一九七	八、七三七	一四、六三六	一四、六三六	一四、六三六	一四、六三六	一、八九三	三三六、〇六四・五	十四筆	一四四、九三六	北杜市大泉町谷戸字林崎神三千四百三十五番外三百四十五筆

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	手塚 俊	甲州市	弥千九百九十六番一
(二) 利害関係の内容	蓑裟	甲州市	甲州市塩山三日市場字三本木八百五十二番外一筆
1 提出先	暁日 一洋	甲州市	甲州市塩山上萩原字高之瀬四千二十九番外一筆
2 記載事項	早川 一政	甲州市	甲州市下井尻字宮東百五十六番
3 時間	若勇 昌邦	甲州市	山梨市上之割字梨木五百三十二番一外一筆
この公告の日から平成二十七年十一月二十三日までの山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日	廣瀬 和人	甲州市	山梨市下井尻字宮東百五十六番
午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで	西八代郡市川三郷町大塚字太尾二千七百四十二番外一筆	甲州市	一、七一六
時間	西八代郡市川三郷町大塚字太尾二千七百四十二番外一筆	甲州市	一、〇〇二
提出先	一、二〇五	甲州市	九八二
記載事項	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
この公告の日から平成二十七年十一月二十三日までの山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
時間	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
提出先	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
記載事項	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
この公告の日から平成二十七年十一月二十三日までの山梨県の休日を定める条例 (平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
時間	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
提出先	一、二〇五	甲州市	一、二〇七
記載事項	一、二〇五	甲州市	一、二〇七

3 (三) 意見  
提出期限

平成二十七年十一月二十三日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番